

○学校法人金沢学院大学 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人金沢学院大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第 58 条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(受給者の範囲)

第 2 条 この規程において、報酬の受給者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 役員（理事及び監事）

(2) 評議員

(役員の報酬等)

第 3 条 役員は、別表 1 に定める役員の報酬を支給する。

2 役員の退任時に退職慰労金は支給しない。

3 役員のうち理事について、本法人の専任教職員の身分を有する者は教職員としての給与及び退職金が支給される。

(評議員の報酬等)

第 4 条 評議員には、次の基準により報酬等を支給する。

(1) 評議員会の出席 1 回につき出席手当 3 万円を支給する。ただし、同日に複数回の開催であっても 1 回とする。

(2) 評議員会及び本学の行事に出席する際の交通費は本学出張旅費規程に基づき支給する。

(3) 評議員のうち、本法人の教職員の身分を有する者は、教職員としての給与及び退職金が支給される。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員に対する報酬等の支給の時期は、毎月 20 日とする。ただし、支給日が土日祝祭日に当たる場合は前営業日に支払うものとする。

2 評議員に対する報酬は、原則として当日に支払うものとする。ただし、第 3 項を適用する場合は当月又は翌月 20 日の支払いとし、支払い日が土日祝祭日に当たる場合は前営業日に支払うものとする。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費等)

第 6 条 役員及び評議員が職務を執行する際には、別に定める旅費運用細則に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 107 条第 3 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

3 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

4 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事	月額 5 万円
監事	月額 5 万円